

## 文教厚生常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和7年4月21日(月)午後2時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	松枝正浩君	副委員長	野村和人君
委員	藤田直仁君	委員	塩井川公子君
委員	山口仁美君	委員	宮田竜二君
委員	前島広紀君	委員	有村隆志君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員 今吉直樹君 議員 竹下智行君

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

なし

6 本委員会に出席した参考人は次のとおりである。

社会福祉法人 山陵会	フラワーホーム施設長	黒岩尚文君
社会福祉法人 政典会	本部部長	横須誠吾君
訪問介護事業所 フォーハート	代表取締役	倉富修一君
社会福祉法人 霧島会	理事長	堀之内康弘君

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 有村真一君

8 本委員会の事件は次のとおりである。

陳情第2号:誰もが安心して利用できる介護保険制度の充実のための霧島市独自の緊急施策を求める陳情書

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開議 午後 2時00分」

○委員長(松枝正浩君)

ただいまから文教厚生常任委員会を開会いたします。本日は、継続審査になっておりました陳情1件の審査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、御手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

### △ 陳情第2号 誰もが安心して利用できる介護保険制度の充実のための霧島市独自の緊急施策を求める陳情書

○委員長(松枝正浩君)

陳情第2号、誰もが安心して利用できる介護保険制度の充実のための霧島市独自の緊急施策を求める陳情書について、審査します。本日は、参考人として、社会福祉法人山陵会、フラワーホーム施設長、黒岩尚文様、社会福祉法人政典会、本部部長、横須誠吾様、訪問介護事業所フォーハート代表、倉富修一様、社会福祉法人霧島会、理事長、堀之内康弘様より、陳情第2号が提出されたことに対する意見がありましたら、先にお願ひお伺いできたらというふうに思っております。それではまず参考人の方に、議事の順序を申し上げ

げます。まず、参考人の方から陳情に対する御意見がありましたらお伺いをいたします。特になければ、委員からの質疑に一問一答でお答えいただきます。御発言の際は挙手をしていただき、委員長の許可を得てから起立して御発言ください。マイクはボタンを押すとスイッチが入ります。また、参考人は委員に対して質疑をすることができないこととなっておりますので、あらかじめ御了承願います。それでは、参考人の方から御意見はございますでしょうか。あられる方挙手をお願いできますでしょうか。

○参考人(黒岩尚文君)

山陵会の黒岩といいます。よろしく申し上げます。今回はこのような機会を頂きましてありがとうございます。先ほど資料のほうをお願いしてまして、それが来た時点でお話をしたほうがいいのか。それではその時点でお話いたします。

○委員長(松枝正浩君)

ほかにございませんでしょうか。今、フォーハート様のほうからも、資料を頂いておりますけど、この資料について御説明なさることがございますでしょうか。

○参考人(倉富修一君)

訪問介護事業所フォーハートの倉富です。よろしく申し上げます。参考程度にとお思いましてちょっと資料をつくってまいりました。霧島市の現在の訪問介護事業所の状況とか加算とかについて、プリントさせていただきます。霧島市内25事業所、現在、訪問介護事業所がございますが、三つに分けられます。在宅訪問をやっているところですね、あと2番目の施設、主に同じ法人内の施設内への訪問、施設職員とちょっと似てる形ですけども、それと、同じく施設への訪問プラス在宅の訪問、自宅への訪問、この3か所に分かれまして、ただこの数に関しましてはちょっと把握しておりません。あと、ちなみにこの下に書きました、私、結構福山町に訪問させていただくことが多いんですけども、その中でケアマネジャーのほうに聴きましたら、福山町内には現在3か所、3事業所しか来てませんということです。牧之原地区に関しましては、生協さんとうちの2事業所だけで、あとの事業所からはちょっと断られるという状況だそうです。下の次のほう、加算とかその算定要件のほうも、ほぼもう簡単にですけど書いてございます。この1番目の初回加算というのは、ほぼどの事業所でもとっているかなと思います。次の特定事業所加算につきましては、私の知ってるところでは、ほとんど在宅訪問してるところに関しては、生協がとっているというふうに聞いておりますけれども、ほとんどとっておりません。あと、この7番目の認知症ケア加算までですけども、施設とかに入ってるところは取ってるのかもしれませんが、在宅訪問をメインにしてるところでは、あまりこの加算をとってるというのは聴いたことがありません。次の介護職員処遇改善加算のほうですけども、ヘルパーのほうはこの四つに分かれております。算定要件もちょっと下のほうにも、簡単ですけど書いておりますが、この算定要件は加算1の場合ですね。一番高い比率の場合、このような算定要件がありますよということで書いてあります。ちなみに、うちは3しか、もう下のほう、もしくはとっておりません。ちょっとハードルが高いもんですから、ちょっとれてないというのが実情です。最後のページなんですけど、介護報酬の例ということで書いてございます。先ほど言いました加算等は介護職員処遇改善加算のみ加算の3の場合のみということで、記載させていただきました。今ここに、書いてある、計と書いてある一番上ですと1万3,570円とか、その部分が事業所に入ってくる金額でございます。要支援と要介護、介護予防と介護給付で分かれますので、このような額になっております。あと利用者負担額に関しましては、今のこの経営の額の1割、もしくは2割、もしくは3割というような負担になっております。

○参考人(黒岩尚文君)

では資料をお配りしてと思っておりますので、少しお話をさせていただきたいと思っております。これは、うちのフラワーホームの実態として、先月ありました理事会で報告をした状況です。まず、うちのホームヘルパーのステーションですが、全体で14人職員がおります。一番最初の1枚目のページだと思っておりますが、ありますか。常勤職員が今、3名おまして、パート職員がそのほか11名ですね。おかげさまで、勤続年数は、平均で17.1年ということで非常に長くお勤めいただいております。しかし一方で、長い分、勤続年数が長くなって、平均年齢も62.9歳、63歳に近づいているということで、そういうこと考えると、ちょっと朝が早いのが難しいとか、夜が遅くなると、ちょっと運転が心配で行きにくいとか、あるいは身体的な介護があると、ちょっと体の負担が大

きくてできないとか、ヘルパーさんによってできることできないことの差が今できつつあるというのが現状です。次に紹介経路ですが、大体新規は、フラワーホームに居宅がありますので、居宅の紹介があって、あと徳永医院とかということになっています。その次の棒グラフになったものがあると思いますが、ホームヘルパー、月ごと1日当たりの平均訪問回数の変遷というのがありますけれども、実質あまり訪問回数は変わってないんですね。この数年、月ごとも変わってないという状況です。ときにはやはりコロナが感染者が増える時期とかはちょっと訪問控えがあったりとかしますけれども、それ以外はあまり変わっていない。一番大きくこの最近3年間で見てるのは、一番最後のページになりますが、サービス別の訪問状況です。一番上の段を見ていただければ分かるんですが、令和4年度身体介護1の2という、これが身体介護、例えば、最近入浴介助ってあまりありませんけども、おむつ交換であるとか、そういう身体的な介護に関するものが20分以上30分未満だと、身体介護1の2というのをとるんですけども、それが、3年前は2,293回年間あったんですけど、6年度は930回でした。極端に下がっています。一方で、それぞれこそ身体介護は特に下がっている。あと生活介護のほうも若干下がっています。これは何を意味するかというと、報酬に直結します。ですから、あまり全体的な回数は差はないんですけども、特に身体介護が減ったことで、1回当たりの訪問報酬が極端に差があるということですね。下がってきているということで、全体の収入のバランスはやはり減ってるのではないかなというふうになっています。一方で、今回の陳情書を見て思ったのは、非常に何かこう、費用の負担というか、霧島市に対して、まず初任者研修の費用の全額、市の負担を実施することとか、あと、小規模処遇改善について、小さい事業所に対して支援を行うこととか、あと、遠隔地の訪問介護サービスを行う事業所の支援を行うこととか、何かしら費用的なことが、まず、全体多かったのかなと感じましたが、しかし果たして、この費用的な負担を各事業所に、例えばどれぐらいのことをおっしゃってるのか分かりませんが、やったところで、運営が改善するのか。あるいは働く人が増えるのかという保証は全くないのではないかなというふうに思っています。例えば別府市ですかね、大分の別府市がたしか、よそから来た介護につく人とか、例えばバスの運転士さんとか、そういう方々に対して大きな金額を結構補助してるというふうに聴いています。それによって、地域移住してきた方がたくさん増えてるとはちょっと聴いてないですね。ちょうど2か月前に大分県に呼ばれて話をしに行ったんですけど、そういう状況にはなっていないようです。相変わらずやはり人が少ないということは聴いています。ですから、単に報酬を上げて、人件費を増やしたから、働く人が増えるかということではないというふうに思っています。一方で、やはりどうすればいいかということなんですけど、お金で釣っても来ないので、実際、福祉分野だけには限りませんので、霧島市でやはり10年、20年かけてつくってきた福祉に対する資源というものがあると思うんですね。例えば、我々は、介護保険の係と一緒にライフサポーターワーカーの育成であったりとか、丸ごと相談所とかというところを一生懸命みんなで作ってきました。霧島市に地域密着サービス事業所連絡会というのがありまして、大体80ぐらいが加盟してくださってますが、その人たちが、まちかど介護相談所としての相談を受けている事業者として、看板を掲げているわけですけども、その役割をもう少し機能を果たしていけると、今の訪問介護不足であるとか、あるいはちょっとした生活支援、ですから今、倉富さんたちが現場で行かれている本当に必要な人。介護として必要な身体介護は、やはりプロの方々が行かないといけません。ちょっと買物の手伝いとか、あるいは電気の球だけ変えてほしいとか、あるいはごみをステーションに持って行くのだけちょっと持って行ききらないとか、そういうことを身近な介護相談所ができる、まず介護保険料が要らないし、そこにやはり専門職の負担がそういうところに行かなくて、ちゃんと必要なところにそういうサービスとして届けられるのではないかなというふうに思っています。地域密着サービスや介護相談所がどうやってその人を派遣するかですが、それは実は総合事業とか、地域の体制整備事業とか、いろんな事業がありまして、そこから費用は出せるはずなんです。それから若干、各事業所に、小規模多機能であるとかグループホームに出せば、そこで人件費が賄えたりとか、活動費が賄えるのではないかなというふうに思っています。ましてや今ここに、霧島市の包括支援センター以外に、霧島市立在宅介護支援センターの設置の要望も書かれているようですが、やはりどういう意図があって、そういうふうにおっしゃるのはちょっと我々としてはちょっと分かりにくいというか、疑問に思うところです。先日も地域包括支援センターの運営会議がありまして、それに、今委託を受けてる法人の各施設長は出ていますけれども、包括自体もやはり人員が不足していて、相談支援がうまくいかないというか、足りてい

ないと。予防プランに追われている一方で、非常に今は虐待ケースも増えていたりとか、あるいは1世帯当たりのやはりその認知症に限らず、そこに引きこもりの50代の息子さんがいらっしやったりとか、あるいはさらにそこにですね療育を必要とするお子さんがいらっしやったりとか、あるいはごみをうまく片づけられないというごみ屋敷みたいになっているところとか、やはりその課題として複雑化というか、すごく多問題を抱える世帯が多くなっているんですよ。そこは包括支援センターが入っていかないといけないわけですけども、そういうところにもなかなか手が回らない状況が現実。それをまたさらに、霧島市としての市立在宅介護支援センターをつくったから、何かうまくいくかというのではないんじゃないかなあと。今ある資源をもっともっと有効に活用し、連携しやすい状況につくってやったほうが、費用的にも、今まで蓄積されたもののノウハウもあるし、そういうふうに進めたほうがいいのではないかなと僕自身は思っています。

○委員長(松枝正浩君)

それではお二方いただきましたけれども、横須様と堀之内様は特にはございませでしたか。

○参考人(堀之内康弘君)

社会福祉法人霧島会の堀之内といいます。霧島地区のほうで、それこそホームヘルプサービスとか特養のほうをさせていただいてるんですが、近々の問題といたしまして、私どもも、こちらの資料というか陳情書のほうを見せていただいているいろいろ思うこともあるんですが、やはりお金をかければ何でもできるというのは確かなんですが、実際、事業所がなくなっていった、減っていったという原因には、私どものところもそうなんですが、黒岩さんのところは先ほど十何人ヘルパーさんがいらっしやるということなんですが、私どもは4人しかおりません。基準がぎりぎり満たせるぐらいの職員しかいないものですから、東京都でつくられた普通の介護保険の基準ですよ。そちらのほうと霧島地区、今、4,000人いらっしやるかどうかぐらいのまちと同じ法律で動いているものですから、なかなか御利用者さんもいらっしやらない。職員も集まらないんですけど、利用者さん自体がどんどん減ってこられているということで、今、霧島地区には2事業所、ヘルパーさんを杉安病院と私どもとがあるんですが、そういう基準をちょっと緩和していく。ちゃんときちりしているところにはきちり、もちろん監査等に入って指導もしていくというような形で、基準を下げるのもありなのかなというのが正直あります。人員基準というのが足を引っ張って潰れていくという事業所も正直ありますので、地域にやはり介護保険をお支払いしていただいて、皆さんに。ただヘルパーさんは、先ほど言った福山地区にも行ってます、何地区にも行ってますって言うけれども、受けられないというところが正直多くなってきております。それを防ぐためにも、小さい事業所でも心ある方でもちょっと増やせていけるような、霧島市独自の基準の下げ方というか、そういうのも考えていただければ、本当にありがたいかなと思っております。

○委員長(松枝正浩君)

それではただいま参考人の方々の御意見をお伺いしたところではございます。それでは、委員のほうからの質疑になりますけれども、まず、陳情書、陳情第2号、大きく1項目、2項目ございます。大きい1項目の中の確認をしていく事項ということで、1項目の①の二つ目と三つ目のポツになりますけれども、この事項からまずは質疑をお願いをしたいと思いますけれども、委員の皆様方から質疑はないでしょうか。

○委員(山口仁美君)

加算の件についてちょっと確認をさせていただきたい点がございます。先ほどフォーハートさんのほうから、加算の種類が幾つかありますというような御説明がありました。陳情者の方々のから以前、説明を受けているんですが、その中で、小規模な事業者の中には、例えば、その加算の要件を満たすために書類が書けないところがあって、その書類を書くといいますか、例えば社労士さんをお願いをして、その労務の規則をつくるとか、そういったことができないところもあるので、そこを支援してほしいというような御意見があったんですが、実際この、先ほどハードルが高いとおっしゃった部分については、加算のためのハードルというのはどんな種類があって、それは社労士等で解決できそうなのかどうかということを教えてください。

○参考人(倉富修一君)

社労士で解決できるかどうかとかいうのは、やはり各事業所によって異なると思います。事業所、事業所のいろんな事情がございまして、ちなみに、私のところも、当初、社労士の方に入ってもらって書類等をつくっていただきましたけれども、いろんな要件がありまして、ちょっと本当は上の、いっぱい要件をクリアして

いきたいんですけども、事業する上で、私ども超小規模事業者ですので、なかなかちょっと手が回らないと、自分自身。書類上というよりは自分たちの体が回っていかないということで、ここまでにしましょうかということをしているんですよ。社労士が入ってできる部分もあるでしょうけれども、やはり各事業所によってちょっと異なるので、今ここで、できますとかできませんとかいうのはちょっとはつきり言えないかなと思います。

○委員(山口仁美君)

参考までに教えていただきたいんですが、先ほど3の加算のところまでとっておられるということだったんですが、ここからもう少し加算を取ろうと思った場合には、どんな要件を満たす必要があるのかというようなことを参考までに教えていただけるとありがたいです。

○参考人(倉富修一君)

今、3をとってしまって、2に上げるにはというので、今ここに1しか、1の算定要件しか出てませんので、これのうちの幾つかだったと思うんですが、ちょっと今覚えてないんですけども、例えばこの1に上げようとした場合に、1人以上は賃金年額440万円以上というのは非常に、大きな事業所とか、社会福祉法人さんは可能だと思うんですけども、うちのよう小さな事業所ではちょっと非常に厳しいのかなというのがございます。

○委員(宮田竜二君)

すいません、貴重な御意見を頂きましてありがとうございます。日々、介護のいろいろ事業をしていただきまして本当にありがとうございます。質問なんですけど、陳情の中の①の3番目に、遠隔地への訪問介護サービスを行う事業者への支援を市独自の施策として行うことというのがある。これにつきまして、霧島市はどう答えてるかという、遠隔地への支援については、事業者が過疎辺地地域特定農山村地域に居住している利用者に対して、通常の事業実施地域を超えてサービスを提供した場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を請求できる制度があります。また、通常の事業地域内であっても、一定距離を超える利用者への訪問サービスの実施については、加算される制度もありますという回答してるんですが、これは執行部のほうが答えてるんで、事実かどうかというのと、実際に皆さんこれを御存じなのか、実際に加算されてるのかをちょっと教えてください。

○参考人(横須誠吾君)

委員からあった加算については承知しております。ただ、当法人の事業所ではその加算は取得していません。

○参考人(堀之内康弘君)

私なんかは霧島地区というということもあって、昭和40年ぐらいからですかね、旧山間地域のほうにも指定されていて、霧島地区と牧園地区とが昔の中山間地域に値すると思います。今のその加算ができる前から、ホームヘルプサービスというのは15%、私どものほうは上乘せされております、基本報酬から。それがもう常に、それこそ先ほどの生活援助も、身体介護に行っても15%上乘せというような形になっております。それで正直何とかぎりぎりやっていけるか、もしくは少し赤かというぐらいで成り立っているというような状態が今現状です。加算というのは、正直なかなか取るのも難しいというは聴いておりますので、要件が。霧島地区といっても旧霧島町と牧園町というところの、例えば国分のどこから行くのかとか、そういうのも全部関わってくるそうなので、ちょっとそこは取りにくい部分はとりにくいかなと。ただ私ども、事業所がそこにある場合でその御利用者さんに行く場合に関しては15%というのがのっておりますので、そこに関してはそういう今、介護保険となっております。

○委員(宮田竜二君)

そういう制度がある、加算の制度があるというのはそうなんですけども、例えばこれがもっとこうあれば、さらに訪問介護を受け入れることができるかという、何か、こうあればいいのになという御要求とか御要望はないでしょうか。

○参考人(堀之内康弘君)

御要望というか、私どものところはそれこそ、ある程度の霧島地区から外れて国分の少し入った所とか、隼人の少し入った所なんかに行かせていただく場合には、別に交通費というのを頂いております。交通費と

というのがやはりネックになって、やはりプラスアルファになるならやめるわとか、逆に国分から来られる方、国分から霧島に、国分の事業所が霧島の御利用者様のところに行くときには、やはり30分とかかかってしまいますので、そちらの時間を、ヘルパーさんというのはほとんどが時給で動かれています。ただ1時間の、例えば身体介護にしても、1時間の身体介護の分の給料しかいただけないというところが多分ほとんどだと思いますので、交通費というか、時間に対しては、実際は30分行って、1時間して30分かけてきて2時間使うんだけど、1時間分しか給料はもらえないというようなところがあったりもするものですから、そのところを確かに補助というのはありかなというのが正直あります。

○参考人(倉富修一君)

私は、大体私の今、持ち件数のほうの4割ぐらいを福山町のほうに行かせていただいています。事業所は国分の清水にありますので、下場も多いんですけど、牧之原も多いんですね。その中でやはり、片道、うちの事業所から福山支所まで行くのにちょうど15kmです。片道15kmですね。なので、牧之原のほうを大体1日5件、5件から6件ぐらい回るんですけども、事業所に帰ってくるまで約50km近く走る換算になるんです。先ほどありましたように、移動距離、事業所から最初の訪問する移動距離とかいうのも、時給、給料が発生しておりますので、もし、今の介護報酬のほうには多分その移動に関しての報酬は入っていないと思うんですね。そう言ったのがもし何か補助なり、あるならいいなど。先ほど言われましたように、御利用者のほうから実費を頂くという手もあるんですけども、今、ガソリン代が高騰してる中、実費を頂くというのも、非常に、非常に心苦しいなと思ひまして、御利用者さんのほうからうちは頂いていないというような状況です。

○参考人(横須誠吾君)

私たちの事業所は国分にあるんですけども、やはり先ほど黒岩参考人からあったように、事業所のヘルパーさんの平均年齢62.3歳となっております。ですのでそもそも車の運転にちょっと不安があるという方が多数いらっしゃいます。その中で、やはり国分から例えば福山、霧島のほうに加算がついたから行ってくれとお願いしても、実際ヘルパーさんたちはもう運転が怖くてちょっと行きたくない、いけないというのが実情です。お金の問題でもないのかなというふうに。やはり若い人がこの訪問介護のほうに入ってきてくだされば大変ありがたいんですけども、先ほどありましたように、時給で動く仕事ですので、なかなか常勤を雇うというのが事業所として難しい状況ではあります。そういったところ、ちょっと抜本的な部分が必要かなというふうには感じました。

○委員長(松枝正浩君)

ほかにございませんか。

○委員(山口仁美君)

もう一つ項目として、低所得者への利用料の助成の件もこの陳情者のほうから訴えの中に入っております。この利用料を助成することで訪問のお支払いができるようになって増えるということのかなという理解をちょっとしているところなんですけれども、実際、市が独自ですべきことなのか、それともこの国の制度自体、先ほど移動時間に関してはこの報酬の対象にならないというような言葉もありましたけれども、これが市単独ですべきことなのか、それとも国がすべきことなのか、国に訴えていくべきことなのかというのは、非常に考えるべきところかなというふうに思っているところなんです。そういった、市が独自ですべきかどうかという点について、皆さんのほうで何かお考えがあれば教えてください。

○委員長(松枝正浩君)

どなたかいらっしゃいますでしょうか。

○参考人(黒岩尚文君)

低所得者というところを、どのところをみるかというのは当然あるのではないかなと思いますけども、生活保護の方は当然御存じのように、介護扶助が出てますので一切負担金はないはずですから、ですから低所得者というのをどこの範囲まで見ればいいのかというのは非常に難しいのかなというふうに思いますし、それを市単独で加算なり、あるいはその負担を何かするというのは、これちょっと違うのではないかなあっている。本当に必要なサービスであり、介護というのは絶対なくてはならない社会保障ではあるんですが、あまりにもこれまで安かろうよかろうでやってきて、どっかで負担していく、誰かが負担していく。それで結局そうい

う構図が、結果介護職員の給料が安くなったりとか、あるいはもっと言えば医療と介護とこういうふうな差をつけてしまったとかというのがあってはないかなあと。ですから非常に今はジレンマというか苦しい状況かもしれませんが、やはり介護にもこれだけの費用が要るんだということを、やはり一般市民の方々にも分かってもらうことが必要なのではないかなと。それを分かってもらう前に、あまりにもこれも出してあげる、これを負担してあげるとすると、介護の質は下がるし、介護の重要性というのは低くなるのではないかなあと、認知度というのは低くなるのではないかなとと思っていますので、市独自で考えるものではないというふうに思っていますし、またそれも国も同じく、何かしら全てを負担するものではないというふうに思っています。低所得者の人が介護を受けないかという、やはり必要な人はちゃんと受けてらっしゃるし、あとはそこにケアマネジャーがしっかり、本当に必要なサービスと必要な量、必要な場所でのものをしっかりアセスメントしないといけないわけで、意外と介護保険が始まってからは、あまりにも安易に介護を受け過ぎて、必要でないサービスを受けてる人も結構、実はいるのではないかなあと、必要以上にですね。デイサービスに3回も行かなくていいのに、本人は行きたくないはずなのに、家族が行ってもらわないと困るという話で、3回も4回も行かされたりですね。本人は家にいたいのに施設に入れられたりとかしていく状況を考えると、やはりその課題というのが、今回は訪問介護が問題にされていますが、介護保険制度全体の仕組みとしての課題が、やはり今浮き彫りになってるのではないかなというふうに思っています。すいません、長くなりました。

○委員長(松枝正浩君)

ほかにございませんか。委員の中ございませんか。それでは委員外からの発言の申出がありましたけれども、これを認めてよろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

○委員外議員(竹下智行君)

初任者研修の件でお尋ねしますが、こちらの陳情のほうでは、全額市負担でというふうな文言があるんですが、ヘルパーに就く場合、最低限この初任者研修を受けてないと仕事ができないかと思うんですけども、現状、こちらの初任者研修についての取扱いというか、法人のほうで負担してるのか、そこあたりの現状が分かれば教えてください。

○参考人(堀之内康弘君)

多分こちらの、私も初任者研修の費用を全額払うのは正直どうかとは思っておりますが、介護保険前にはホームヘルプサービスの資格というのはその研修を市町村でされていたんです。研修をして、ホームヘルプの資格を市のほうが与えるというような形で多分なっていたと思います。私どもも開園当初のヘルパーをつくったときには、そういう形で市の研修を受けた方がヘルパーに入ってた。多分そういう考えも昔からの考えもあられたと思うんですけど、今現在は私どもの法人は、支援というのは基本的にしておりません。休みとかはもちろん支援をさせていただくのですが、その代わり資格手当というような形で、働いてる間はその資格手当をのっけていくと。というような形で徐々に返していくというような形で、働けば働くほど返していったら、いつかプラスになるというような形に変えさせていただいております。もう取ったら辞めてしまう職員というのも結構おまして、いつか助成のほうをさせていただいてたんですけど、資格を取ったらもう数か月で辞めてしまうと。休みとお金をもらったらもういいというような形で、新たに羽ばたかれる方が多くなってきておりますので、そういう形に今は変えさせていただいております。

○委員長(松枝正浩君)

この件に関してはほかにございますか。

○参考人(黒岩尚文君)

この初任者研修、さらに実務者研修というのがあってはいるんですけども、その実務者研修を受けないと介護福祉士、いわゆる国家資格は取れないわけなんですけど今、これについてはうちの法人では、費用の負担を少し助成をしています。全額ではありませんが助成をしています。あと、今、堀之内さんからもありましたように、資格手当も、もちろん取られてからは出しています。あと地域密着型サービス連合会でも、連合会の会員である事業所の職員さんが受ける場合は、言っていただければ、今フラワーホームで年2回ぐらい会場をうちは貸して、日建何とかさんという、ちょっと民間の会社さんが、研修事業者さんが来られて、この研修をしてくださ

ってるんですけども、それを受講する場合は連合会からも若干助成も出しています。そういう形で活用いただければありがたいかなというふうに思っています。

○委員長(松枝正浩君)

ほかよろしかったですか。

○参考人(倉富修一君)

うちの場合も、資格を取るための補助のほう、ほぼ9割がた行っております。数が少ないものですから、そういう形ですね。先ほど陳情書のほうですかね、補助を市のほうでとありましたけど、これは私の考えですけどもよろしいでしょうか。やはり少しでもいいから自分でお金を出して、資格を取得するほうが、やはり何ていうかな、自分がこれだけお金かけて、時間かけて勉強して取ったんだという、やはり誇りも出るだろうし、全額ほかの方がお金を出してというのではなくて、そのような形をとったほうが良いんじゃないのかなという、私はちょっと思っております。

○委員(宮田竜二君)

すいません、ちょっと今の関連なんですけども、この介護職員の初任研修においては、鹿児島県が法人に対して半分を助成しているという認識なんですけれども、それは合ってますか。

○参考人(黒岩尚文君)

これも特定の職員ですよ。何かありますよね。全員じゃないですね。何かこう申請が結構ややこしくてですね。確かあります。あることはあります。あとハローワークもあります。ハローワークもそういう助成金があります。ですからいろんな助成があると思います。この資格取得に関してはですね。

○委員(宮田竜二君)

それで皆さん法人なんですけれども、鹿児島県からそういう助成とかは、鹿児島県からは今のところそれでは頂いてないですかね。

○参考人(黒岩尚文君)

1回だけ使ったようなことがあります。とても何か面倒くさかったのでやめました。

○委員(有村隆志君)

先ほど霧島のほうは、霧島にある事業所の方にとっては、15%支援があるよということ。このことは私が一番気になっているのが、先ほどありました牧之原、それから福山方面の比曽木野とが、奥の比曽木野なんかはもう本当に日にバスも朝晩しかなく、そして今、福山のほうもかなり厳しい状況で、病院のほうも受けたくても受けられないような状況もあって、もう本当ここをどうしたらいいんだろうということ、今そういった事業所の方、牧之原を回ってらっしゃるといってお話でしたけども、だけど実際あそこまで行ったら本当に倍ぐらい時間がかかってしまうという事業は、ここは市として先ほどからいろんな会があるということで、そこでの話題として、そこについては市独自で何かするような、国はまだ今のところ出てないのかもしれないけど、なぜその牧園と霧島だったのかなあと、そこに福山が入ってこないのはどうしてかなと思うんです。そこら辺はどのようにお考えですか。

○参考人(堀之内康弘君)

私もそれをちょっと気になって調べさせていただいたことはあるんですが、山村何とか法というのが、すいません、ごめんなさい、ちょっと覚えてはないんですが、山村何とか法という法律がいつかありまして、そちらのほうで昭和30何年か40年ぐらいだったと思うんですけど、そこで制定されたのが霧島地区と牧園地区というようなところで法律が制定されました。そのままずっと行って介護保険が始まって、平成12年から始まって、そのあともまだ変わってなくて、20年ぐらいだったと思うんですけど、20年か30年近くだったと思うんですが、そこからようやく山村地域というのが、これだけ過疎化されてるよというのがあって、今ちょっとずつその地域が広がってきております。たしか福山とかも入ってますかね。福山とかそちらのほうも横川とかも確か入ってこられてるとは思うんですが、そういう過疎地域っていうのがどんどんどんどん広がってきて、明確にここは過疎だよ。霧島市の中でも霧島地区は過疎だよとかいう形ですね、きっちりとなっていておりますので、そこが国県が基本的に決めることですので、そのところが正式な情報が今いつているのか、ただ人口だけを見て言ってるのかっていうのはちょっとすいません、そのところは分からないんですが、皆さん

知ってはいらっしゃると思います。ただ今の地区に関して、福山地区が間に合わなかったっていうのもあったのかもしれませんが、やはり経営状態はそれをもって厳しいです。そこは変わりないです。やはりどうしてもまず人がいない。それこそ先ほど60何歳っていう話もあったんですが、平均年齢はですね。私どものところもやはりそうです。平均が60ぐらいだったと思います。60ぐらいとあと御利用者様がそもそもいらっやらないのと、1件1件がそれぞれ、霧島地区でも端から端まで30分かかりますので、大体20分、往復で30分、40分というような形で駆けていきながらさせていただいてるんですが、やはりもうどうしても担い手もないというような状態というのが多分大きな原因かなと思います。ただその15%があるおかげで本当に踏ん張っていけるというのは確かですので、あとは、すいません。この先、私どももどうなるか、先ほどの基準も話をさせていただいたんですけど、やはり今回基準がぎりぎりだったんですが、多分、次回の更新のときにはもう更新はできないだろうなということで、法人の中でも、理事会の中でも話が出て、もう霧島地区にはヘルパーというのは、多分、何年か後にはまず杉安病院さんが一つになって、ただそちらのほうはもうどういいう話か分からないんですけど、一つになるだろうねという話はよく出ております。

○委員(有村隆志君)

かなり厳しいよということで。市も国に対しては要望を出しているという、介護報酬についてはですね。今、市全体を見たときには、やはり霧島、牧園も入って、ほかのところも。私も生活保護の基準の中になんか伊佐地域と若干違う、車の免許、乗っていいよという地域があったりします。そういうのもやはり霧島も考えていかないといけない時期に来てるのかなということで、ちよくちよくは委員会等ではお話しするんですけど、そういうところはぜひ、その部分を、この中では網羅して書いてあるのかなという気がしますけれども、やはりきつきおっしゃったみたいに、全体的な介護についての考え方を、もっと市も一緒になった話合いをするべきではないかと思うんですがどうでしょうか。

○参考人(黒岩尚文君)

介護保健事業計画ですね、霧島市ではすこやか支えあいプランとなっていますけれども、それを今年度つくる時期にきています。3年ごとに見直しはされていくわけですけども、それをつくるに当たって、前回、今動いている計画ですが、エリアごと、いわゆる牧園は牧園、福山は福山という、そこには地元の人というか、介護保険事業所や民生委員たちが集まって、自分たちの地域の課題集めを一応して、計画をつくった経緯があります。それはある意味初めてだったのではないかなと。しかしやはり、そこは課題が出たままで、実は最終的には、結局霧島市全体としての介護保険事業計画になってしまっているの、いわゆる山間部についての課題について、ここはこうしていこうという、それぞれの地域に必要なサービスや活動が計画にされたわけではないんです。ですからどうしても国分隼人を中心に置いた、霧島市全体の介護保険事業計画になってしまうと、どうしても今言った福山や霧島地区、横川地区等がなかなか困ってしまう。お店がないとか病院受診ができにくいとか薬を取りに行けないとかですね、そういうところがやはり課題になってしまうのかなあというふうに思っています。ですからやはり、霧島市の場合はとても広い地域であるし、まさに国分隼人とほかのまち等では大分いろんな資源も違ってきているので、それぞれ、全体の計画があってもいいんですが、それぞれを小さく見た事業計画が必要なのではないかなというふうに思っています。

○委員(山口仁美君)

少し話題が戻りますけれども、総合事業等の部分、例えば専門の方々が専門の仕事ができるようにするためにどうしていけばいいのかというようなことは非常に大切な視点だと思っております、我々の委員会のほうでも以前に大東市とか、そういったところに行って、どういう考え方をして介護保険をとらえていけばいいのかというようなことを考えてきているわけなんですけれども。この陳情においては、この介護を担う方々に専門家としての仕事というよりは、とにかくお金を集めてもうちょっと待遇を良くしようというところの部分が強く出ているなというような印象を受けております。こういった仕事の棲み分けといいますか、そういったものが介護保険の中でも進んできると、考え方として10期に向けて進んできてると思うんですけども、皆様のほうでどのような見方をしていらっしゃるのか、やはり総合事業であったりとか、介護の資格を持っている人はより重度な人とか、必要なところに配置するような方向で進んでいらっしゃるのかどうか、ちょっと確認をさせていただきます。

○参考人(横須誠吾君)

それこそ私たちもその総合事業と要介護の方々の訪問介護について、事業所の中でも話をする機会がやはりあります。うちが登録のヘルパーが9名ということで、やはり年々少なくなっていってるところです。地域のケアマネジャーも訪問介護の事業所を探すのに大変苦労しているというのも伺っております。その中でやはり私たちは、身体介護が、本当に介護が必要な方々に限られたマンパワー、社会資源、人的資源を投入していくべきではないかということで、少し総合事業のほうを減らして介護保険のほうを受けていこうねということで、一応ヘルパーさんとお話をさせていただいてるところです。先ほど委員がおっしゃった、棲み分けというのは必要にはなってくると思うんですけども、棲み分けたところで、総合事業の方々にどなたが行き手がいるのかということころは、懸念するところではあります。

○参考人(黒岩尚文君)

僕自身は、今、社会福祉法人山稜会フラワーホームと株式会社と両方兼務しているわけですけども、うちの法人の理事長もそうですが、早めの出会いというのをすごく大事にしています。ですから、要介護状態になって、確かに介護の専門家であり介護屋ですけども、やはり元気なうちから出会うことによって、その人たちがどうそこで暮らしたいのかとか、何をしたいのかとか、そういうことがやはり聴けるんですよ。一緒に動いていくことによって、畑をしたり、あるいは一緒に買物に行ったりとか、いろんなことを知ることによって、もし本当にその人が認知症になったり、あるいは介護状態になって語れなくなっても、この人はこんなことをやりたかったんじゃないかとか、こればかり好きだったなあみたいなの、あるいはこの人はこうやって死にたかったんじゃないかなとかですね。それがやはり語れる、知れるのはすごく大事。だから総合事業とか介護予防とか、単に体操するとかレクリエーションをするのではなくて、やはりお付き合いをするという、そこは大事にしていきたいというふうなうちの法人としては考えてますし、僕自身もそうです。ですから法人としては元気塾という、ほとんどボランティアに近いですが、自己負担で元気な方、介護保険にかからない人、あるいはかかっている人でもですが、1日いて御飯と一緒に食べたりして体操したり、あるいは講話を聴いたりして、あるいは畑をつくって、高菜などを漬けたりとかやっていますが、そういうことが、とにかく介護にならないというか、介護になる前をどれだけ伸ばせるかということも大事なのではないかなというふうに思っています。

○委員(有村隆志君)

おっしゃるとおりです。私も地域で地域のひろばをやっていて、やはりそこで今市もやっています、私のアルバムですか。あれも本当にいいなと思ってます。私も母がもう本当大変な状態になったときに、そのことは本当に思い知らされました。おっしゃるとおりだと思います。だから総合事業、そういうことが大事だと私も考えています。さっきから何回も繰り返になりますけども、やはりこれは人生の最後をどう大事に人とうつつかという大事な仕事ですので、私もそこを大事にしたいなと思いますので、今後ともぜひ頑張ってください。霧島市にみんなが、人材が本当にケアマネジャーがいなくなって、いないよということがなくなるといふような、総合事業しながらその人も育てることも、やはり市も支援をすべきなのかなと私は考えています。なので、やはりそういういろんな会を通じて、また、私たちにも情報を発信していただきたいということで、今日はありがとうございます。今、大事なことをおっしゃっていただいたので、それで各事業所ともそのことは共通したことではないかと思うんです。それを市で何とか、そのようなお話しとか次の改訂に向けて載せられるかどうか、お願いしたいと思いますがどうでしょうか。

○参考人(黒岩尚文君)

今、介護保険事業計画の委員会が始まって、僕も堀之内さんも委員ですが、その中で、もっと積極的に発言をして、何とか事務局と語りながら協働し合って、やはり国分隼人中心だけでは、もちろん国分隼人の人も大事ですし、やはり山間部の方々もですね、ここでやはり最後を迎えがなってよかったというまちにはしたいなというふうに思ってますので、ぜひ皆様方の御理解と御協力もお願いをしたいというふうに思います。

○委員長(松枝正浩君)

委員からはほかにございませんか。この1項目めはどうでしょうか。いいでしょうかね。委員外もよろしいですかね。それでは大きな2項目についての質疑に入りたいと思います。委員からございませんでしょうか。

○委員(山口仁美君)

続きまして2項目めのほうなんですけど、今回、第10期の次の計画について盛り込んでほしいということなことを幾つか列記をされてこられているわけなんですけど、この中で陳情の方からは、霧島市がもっと主体的にいろいろ関与して、例えば在宅介護支援センターとかそういったものをつくるべきだとか、そういうようなことが書いてあるんですけど、私自身は先ほど黒岩さんのほうがおっしゃられたように、やはり支援センターを横並びでつくったときに、何の役割を果たすのかがちょっとよく見えないなというふうな印象を持っているところです。そこで、お聴きしたいのが、市が主体的な関与すべきと思う部分というのは、皆さんのふだんのこの事業を営む中でありますかということをまずお聴きします。

○参考人(黒岩尚文君)

僕自身はおかげさまで、竹下議員も議員なる前からですけども、連合会というのを設立させてもらって霧島市とは本当に共同でやってきたつもりです。そういう中ではたくさん理解も頂きましたし、今の十四、五年一緒にやってきた中で変わってきたなあというのは、霧島市の介護保険、福祉行政のほうも、非常にやはり仕事が多くなったのかなと。忙しくなったんだらうなあというふうに思います。ですから以前はというのはあれですけども、倉富さんも一緒にやってきたんですけども、我々が研修会を開くとか、活動するといったら、必ず市役所の職員も3人、4人一緒に来てくれて、準備から汗をかいたりとか、会場設営をしてくれたりとか、よそから講師を呼べばそれも一緒に聴いてくれたり、そこでもう共通言語ができたわけですけども、今恐らく1階の職員さんたちも分からん分からんになってしまってるのかなあと。やはり厚生労働省からくるお書物だけでこれをこうしなさいとかこう事業しなさいとか、これをちょっとチェックしなさいとかなくなってしまってるのかなあと。しかし現場はこうだよと。こういうふうに動いているよ、こういうところで頑張っているんだよというところを見てもらう機会をもっとつくらないかなあと思っております。ですから、実地指導は確かに2年から3年に1回はありますけども、それも書類を監査するだけになってしまっているの、そうじゃなく御利用者とスタッフがいる姿を見てもらうとか、一緒に食事をとるとかですね。あるいは現場の実践報告会を、我々が主催して開けばそれを聴いてもらうとかですね。そういう実践の場を見てもらうと、もう少しこういうことが市でできるのではないかと。やはり市役所はできるけど民間にはできないこと、市役所にはできないけど民間だったらできることはいっぱいあると思うんですよ。今日の屋根と、例えば今日の飯は市役所にはないですから。我々はいつでも屋根もあるし、布団もあるし、お風呂もあるし、ごはんもするので、災害がおこったらこの建物が潰れん限りは何でも提供できます。虐待ケースもそうだし、DVの方もですね。それが強みですよ。それをだから行政が分かってくまく我々を利用していただければありがたい。そういう関係になれたらいいなと。決して市が主体になることもなく、共同で一緒にやっていきたいという考えがあります。

○委員(山口仁美君)

あともう一点、介護事業所の業務の効率化、合理化を進めるべきだということで、各事業所ごとにそれぞれ皆さんの使い勝手のいいシステムなどを入れていらっしゃると思うんですけども、これが事業所によって使っているものが違ったりするので、うまく整合性がとれないというか、やりにくい部分があるから市のほうでそのシステムを統一化するべきではないかというような御提案をされたところでありますが、この点については、恐らくふだんは皆さんのお仕事の中で使い勝手のいい仕組みであったり、使っているものを、市がこれを使いなさいと持ってくる形になるので、実際、導入に関してハードルがあるのではないかなと思うんですけど、皆様のほうで実態とか、今どのようにされているとか、困ったことがあるとかいうのがあれば教えてください。

○参考人(黒岩尚文君)

まず介護保険の記録、請求ソフトに関しては、社福の山陵会では2年前に入れ替えました。その前にも15年ぐらい使っていたんですけど、かなりやはりもちろん反発も職員の中にもありましたけども、まずクラウド上でそのデータが保管されないと、外に行ったときが見れないものですから、その施設の中でしか見れないものではもうちょっと役に立たないなと。先ほどヘルパーなんかは主任が外からやはり指示を出したりとか、あるいは状況を伝えられないといけないので、そういうのもあるとクラウド上で管理できるシステムに変えたところです。でも多分これもシステム会社によっていろいろあるので、そしてまた5年ぐらい経ったら変えないといけない時期があるかなあというふうに。だから、本当、山口委員がおっしゃるように、事業所や法人によっ

てやはり何を強く打ち出したいかというか、記録にしたいのか、あるいは管理というものにしたいのか。それによってそのシステムの強さが違うんですね。だからそこら辺は何年かおきにやはりバージョンアップしたりとか、逆にそのソフト会社の研究、成果も違って、どんどん伸びてくるところもあれば、別の会社がぼんと伸びてくるので、そこはやはり多分、法人側が見て精査していく。だから、霧島市が統一しましょうとしてもなかなかそれにのれないのではないかなあというのがあります。あとそこがまた今度は労務管理にも入ってきたりしているの、勤務表作成とか、あるいは労働時間の管理であるとか、それも今カードで出退勤をしたり、あるいは指紋認証でしたりとかしていますので、それも全部リンクしてくるので、なかなかそこは難しいんじゃないかなあというふうに思っています。

○委員(有村隆志君)

もう全部、お話をされたのかなという気がするんですが、一つ今の関連で。今AIってすごく流行ってきてますよね。その部分で個人情報あげるのはちょっとあれなんでしょうけど、例えばAという人のデータを打ち込んでさっさとできるようなのはどうなんですか。将来は出てくるのかなと思うんですけども。そこら辺も今後そういうのを考えるときに、合理化というところには入ってくるのかなと思うんですけど、そこら辺まだ今研究段階ですか。

○参考人(黒岩尚文君)

まず、AIに関してはケアプランに関してですね、この前ちょっとその地域包括支援センターの場でも言ったし、予防の方、要支援とか要介護、要支援2ですね、そういう方はもうAIでいいんじゃないかと思ってですね。もう悪い意味じゃなくて、その人の生活歴とか、ちゃんとアセスメントをちゃんと面談をして家に行って聴いたもの、情報を載っけて、この人はこういうふうに畑を続けたほうがいいですよって。でもやはりデイサービスに1回行って、こういう手芸品を作ったりしたら、もっと交流もあるしっていうふうにつくってもらったほうが、そこにパソコン上でばたばたばた、要支援1、要支援2の人を作ってもあまり意味がなくて、それをAI化することによって何ができるかと言ったら、訪問ができると思うんですよ。だから仕事の効率化という意味では、単に楽になるだけじゃなくてもっと人に会うというか、御利用者さんとの時間をつくるためにAI化をしていくという意味では非常に大事だと思っています。あと施設内の記録も今ちょっと進んでるのは、僕の知り合いの法人ではもう、その前はもうインカムで、御利用者に何かを、身体介護のケアをしたらしゃべれば記録はされていくということ。それは時刻もだし例えば、午後3時。お風呂介助。誰々職員が誰々さんを入れましたみたいな、湿疹とかかぶれありませんとか、赤みはありませんとかですね、気持ちよくされましたというようなことをしゃべれば記録されていくとか。さらに進んでるのは、今、カメラではないんですが、もうその部屋に職員が入った瞬間や、その人の状況を、時刻でどんどん記録されていく。血圧もそうだし、呼吸もそうだし、あるいは誰が入って何をしたかもそうだしですね、そういうものが、もう記録されている状況になります。ですから本当に誰が手書きですというのもなくなくなります。

○参考人(倉富修一君)

すいません、今の黒岩参考人とはもう反対の方向に進むんですけども、うちの事業所の事情、ほかの事業所ももしかしたらそうかもしれません。年配の方がヘルパーさん多いんですよ。そしてもう、私自身は、今、黒岩参考人が言ったような、喋ったら記録が出たりとかいろんなのをしたくて自宅にもそれを持って行ってこうしてというのをしてほしいんですけども、なかなかそこまで、パソコンをあけたことありませんというような方も中にはいらっちゃって、なかなかそこまで進めていけないというのがうちの事業所の事情でございます。すいません、参考までに。

○委員(前島広紀君)

私、発言を大分控えているところなんですけれども、私も、より愛きりしまという介護施設を経営してるものなんですけれども、今回の訪問介護の報酬改正においては、多くの業者が苦しい状況になってきたと思います。現実に経営母体が変わった事業所も近くにありますが。そういう中で、今回の陳情に対する考え方というのは、大きく二つあると思うんですが、何でも補助を出してくれという考え方が、それともそちらの黒岩さんなどがおっしゃったような、やはり、まず自分で努力するべき、方向性を考えていくべきではないかという部分も、結構、大きく二つ分かれてきているのではないかと思うし、また、ここに頼ってばかりいると先に

は進めないのが現実だと思います。大きく困っていることがまず人材確保、介護職員の人材確保ということだろうというふうに思うところがありまして、私も時代の流れとして、外国人の雇用をしたことがありますけれども、かえって日本人を雇用するより経費が掛かる。それと入管への書類やら、いろんなところの書類が増えて、もうはっきり言って3人雇用したわけなんですけれども、インドネシアの20歳、21歳、22歳の特定技能研修生なので5年間雇用できるということで、雇用を始めたわけなんですけれども、先ほど言いますように、もういろんなところの書類関係が大変、それと入らなくてもいいような組織に入らないといけない、何をするかという何もしない。何かこう、例えば外国人が何かを言ったときには、対応に来るとということなんですけれども、そのときの旅費も全部払わないといけないとかそういう状況なんですけれども、私のぐちばかり言ってもあれなんですけれども、人材確保に関しまして、すごくうらやましいと思ったのは、黒岩さんのところの26年とか、二十何年、こういう勤続年数の方がおられるということはすごく珍しいことだろうと思いますし、うらやましいことなんですけれども、その辺りのことと、外国人雇用に関しましてどうしてお考えを持っておられますのかお伺いしたいと思います。私、人から紹介されて、6年前なんですけれども70歳の方、女性の方なんですけれども、紹介されてヘルパーの資格を自分で取られて、大体ヘルパーの資格って簡単と言ったら悪いんですけれども簡単にとれるんですけれども、3回試験、修了試験がありますよね。これ大体みんな通るわけなんですけれども、3回落ちて4回目に資格を取られて6年間、だから76歳まで職員として働かれた方がいらっしゃるわけなんですけれども、実際もう時代がそういう時代にならざるを得ない現状があると思うんですが、先ほどから言います人材確保に関しまして、ここでもあるように人材確保を支える要請とかありますけれども、その辺りも含めてどのようにお考えでしょうか。

○委員長(松枝正浩君)

今、前島委員のほうからありましたのが、人材確保の視点とそれから外国人籍の労働者の視点ということでありましたので、この二つの視点についての問いということでお願いをいたします。

○参考人(堀之内康弘君)

私は霧島ということもあって、やはり人材確保にはものすごく苦勞しております。ハローワークに出しても年に1回も正直問合せも来ない、電話すら来ないというような状況がほとんどでして、人材紹介とか今問題にもなってるんですが、人材紹介ですら実は問合せが来ないと。面接までつながらないというような状態も正直多々あります。あと、外国人人材に関しては、私どももベトナムとフィリピンとミャンマーと、今もうベトナムの子は3年勤めて退職してしまって、フィリピンの子たちも3年勤めて退職したというような形。技能実習と特定技能実習と両方を活用させていただきながら、今は技能実習でミャンマーの子が2人、近々本当は今月来る予定だったんですが地震の影響でちょっとミャンマーのほうに止まっておりまして、特定技能のほうにまた2人入るような形になっております。実際はものすごく高いです。下手な人材紹介よりも高いような、そのあとも全て面倒を見ないといけないので、例えば住む家、あと日本でどう暮らしていくのか、ごみの捨て方も分からないというような状態の子たちもぼんときますので、そこをどうサポートしていくのかというのがものすごく。それなら紹介料100万円払って日本人を雇ったほうが日本語も分かるし、ごみの捨て方も分かるというような、どちらを選ぶのかは来たほうを選んでしまおうと。ただ外国人に関しては私どもも多分取り入れていかないと、霧島という土地が的にもちょっと難しいと思っておりますので、ただヘルパーも今回からいけるというような、外国人が大丈夫というような国があるんですが、なりませんが、とてもじゃないですけどヘルパーは外国人には無理だと思います。今来られる外国人のレベルというのはそこまで正直高くはないので、あまりに入り過ぎてますので、それが例えば介護福祉士を取った特定在留資格介護と言われる、そういう資格を持たれてる方なら問題はないかなとは思いますが、それこそ特定技能で入ってこられた、技能実習で入ってこられたというような職員に対してヘルパーというのは、まずあり得ないというのが現場の正直な意見です。国としてはそういうのがいけるだろうというような形で多分されてるとは思うんですが、外国人材に関してはそういう形でただもう今後、増えていきますが、もうベトナム、フィリピンとかは、もう向こうからお断りをくらってますんで、日本がどうしても給料が安いと。向こうはドルで考えたりしますので、給料が安いとかですね、そういう話もありますので、どんどん今度は逆に日本人が出稼ぎに行かないといけないのかなというような形で思っております。霧島としては以上のような形です。

○参考人(横須誠吾君)

私たちの法人は国分にありますけれども、国分でもやはり人材確保というのはすごく苦勞をしております。なかなか求人を出しても応募がないという状況ではあります。その中で、やはり私たちが今力を入れているのは、採用というところに力を入れるのはもちろんなんですけれども、今いる職員を大事にしていこうということで、そちらのほうにも重きを置いております。そうすることで、職員のほうから知り合いを紹介してくださるケースというのも多くなってきております。やはり職員が紹介してくれる人材というのは、ハローワークとか紹介会社を通じて採用するよりも圧倒的に信頼度が高いですので、今私たちはそういったところにも力を入れております。外国人材については、うちのほうじゃミャンマーの方が3名働いてくださってます。確かに入国とかその後の生活とかを考えると費用は掛かるんですけども、働きに来てくれてる、それだけで本当にありがたいなというふうに思っております。適正な給料をお支払いしないと外国人材の方も来てはくださらないと思うので、そこはもう日本人と分け隔てなくしていく必要があるかなというふうに思っております。

○参考人(黒岩尚文君)

そうですね、うちも人材確保は当然やはり簡単ではありませんが、時期にもよるんでしょうけど、今のところここ1年間は結構安定してまして、あまり急いで募集をしているというところはないです。当然この五、六年の間には、離職もあったり、苦しい時期もありましたが、今は何か少し落ちついているのかなあと。今、横須さんからありましたように、私どもも比較的やはりこう新しい人をどんどんというよりも、今いてくださる職員に対して、どういうふうに福利厚生も含め、働きやすい環境をつくっていくかっていうのと、やはりよく話を聴くと、ちゃんと介護をしたいみたいですよ。変な話なんですけど、ただ給料が欲しいとか、休みが欲しいという人もいますけれども、200人ばかりいればいますけど、でもよく話をすると、お年寄りとかどこに行きたいとか、誰々さんをどうしても墓参りに連れていきたいんだとか、お年寄りここでバーベキューをしたいとかいろいろ言うんですよ。これまでは何かこう、何か制限があってできなかったとか、コロナがあってできなかったとか、何か人がいなくてできなかったとか言うんですけど。いや、やればいいが一緒にするがと言えはすごく喜んで、今少しずつ動きがここ1年、出てきているのかなって。そういうふうに見ると、すぐきらきら光り輝いてるので、そういうやはり現場の仕事を通してやりがいとか、誇りに感じているような職場を何とか理想ですけれどもつくっていききたいというのが今考えているところです。先ほどありました職員の紹介ですけれども、確かに紹介を頂いた方はすごくいい方だし、定着もします。ですからうちとしては紹介料をしっかり払っています。紹介した人が半年続いたら幾らという形で、紹介して下さった職員さんに支払うようにしています。あと、やはり福利厚生関係でもクリスマスのプレゼントとかそういうものもしながら、お互い交流を進めながらやってるんですが、外国人も、ミャンマーから今2名ですが、僕は非常にいいです。もう多分現場、うちはショートステイと小規模多機能のほうに1人、1人いますけれども、欠かせない人材になってます。その人がいることによって、今日はこれができるねとか、この人がいるから今日が安心ねみたいな。御利用者自身もムーさんはどこにいるの。今日はきていないのとか探したりとかですねというぐらい。まだ1年ですけど、フラワーホームのほうもですね、非常にやはり助かってるといえるか、かかせない。もう日本人と同じスタイルです。少し余談ですが、先ほど堀之内さんからもありましたが、訪問介護に関してはやはり人材不足があって、国のほうでは4月から、経験1年以上あって、初任者研修を受講した人に限っては、訪問介護員として働くことができるようになります。法律上もそうやって整備をされたわけですけども、実は小規模多機能も訪問という機能がありまして、おうちにお弁当を持っていくとか、服薬の管理をすとか、あるいは御様子を伺うとかあるんですけども、外国人の方々は免許を持ってらっしゃらないので、車で行くところには行けません、歩いて行けるところにはやはり行けるのではないかなあとというふうで、去年、6年度、20か所僕も全国回って調査をしましたけれども、どこに行ってもいいって言われますね。御利用者、御家族、職員さん聴きましたけども、やはり来てもらってよかったと。お金よりもやはりこの人たちは純粋に介護のことを伝えると、本当に寄り添って話も聴けるし、真剣にお年寄りのことを考えてるもんねというところが非常に多かったし、やはりもちろん一部、東京に行きたいとか大阪に行きたいとか都会に出て行きたいという人もいますけれども、外国人によっては、でもやはりその人たちが聴けば、ここでよかったとか、仕事が楽しいとか、お年寄りが言い方悪いけどかわいいから、このおばあちゃんと一緒にいたいとかですね、いうことを言うてくださって

まして、20か所回りましたけど非常にいい結果が生まれて、厚生労働省のほうにも報告書を上げてましたけども、小規模多機能に限っては訪問介護とは違うので、何かしら訪問ができるというふうになってくるんじゃないかなあというふうに思っています。

○参考人(倉富修一君)

うちの事業所では、まず、開設しまして3年、4年ほどたつんですが、まだハローワークには1回も募集を出したことはございません。もう申し訳ないです。ほかの事業所のほうから話を聴いて出してもなかなか来ないよというのを聴いてますので、ハローワークにかける労力があれば、もうほかのことに時間を使いたいなということで出しておりません。先ほど、ちょっと出ましたように今いる職員をすごくちょっと大切にしていこうというのと、職員からの紹介ということで、職員もしくは知人からの紹介ということで入職していただいております。中にはすごくいい職員の方がいらっしゃったので、その方は別な事業所にお勤めなんですけれども、その事業主のほうにお話して副業をさせてくれということで、うちのほうで、もう休みのときにヘルパーに入っただけというような形もさしてもらってます。やはり苦情までとはないんですが、以前最初の頃、苦情までではないんですけれども、もう人がいたから行ってくださいということで、免許も持ってるからヘルパーに行ってくださいと言ったら、利用者さんのほうから苦情までとは言わないんですけれども、何ていうかな、あまり喜ばしい顔をされてないというような状況だったものですから、やはり人が入ればいいという、数があればいいということではないなと思っていて、今では先ほど言ったような形にしております。外国人の募集に関しましても、やはり経費と労力がかかるということで、そっちのほうにかかるんだったらまだ別なこと、別なほうに労力と経費をかけたほうがいいのかというふうには私は思っております。やはりヘルパーとなると、中には外国人の方もすごくいい方いらっしゃるんでしょうけれども、日本人の方でもやはり一対一ですので、ヘルパー、日本人の方でも、ちょっと何か、あまりよろしくない方もいらっしゃって、やはりそこに対する何か私もちょっと不安がありまして、外国人に対する募集というのは考えておりません。

○委員(山口仁美君)

1点確認をさせていただきます。今回この陳情については特に訪問介護に的を絞って、例えば補助であったり、それから人材確保ということを書いてこられているわけなんですけれども、実際は訪問介護だけが大変なわけではなくて、全体のバランスの中でいろいろ工夫されるべきところがあるのかなというふうに皆さんのお話を聴きながら思ったところです。そういったことを踏まえまして、この介護保険全体の計画について、この2項目めでは触れていますので、皆さんのほうにお聴きしたいのは、この訪問に限らず介護保険全体について、今後、霧島市の介護保険の計画を立てていくに当たって力を入れてほしいところとかあればお聴かせください。

○参考人(黒岩尚文君)

もう確かに介護保険全体の課題というか、今から当然法人によっては吸収されていく法人もあるかもしれないし、倒産していく法人もあるかもしれませんし。人材が不足してるのか、あるいは利用者さんも言われたように、御利用者も意外と地域にいないという現状が。住宅型とか有料老人ホームに吸い取られてしまっているということもあたり、あるいは特別養護老人ホームといわゆる民間の有料老人ホームの違いも分からないとかですね、非常にそのサービスが混在し過ぎて、何かこう、よく分からない状態になってますね。ですから介護保険事業計画を策定する年ですので、先ほど少し言いましたが、霧島市全体を見たときに、非常にやはり過疎地と住宅が密集したところ、あるいは資源がいっぱい豊富にあるところとはもうかなり差があるので、それは介護サービスだけではなくて、クリニックが閉まってしまったりとかありますし、お店が買物ができないとかですね、集う場所、グランドゴルフまでが遠いとか、本当そういう格差があるので、その地域地域の計画もしっかりつくった上で、霧島市全体のすこやかささえあいプランというのもしていけないのかなあというふうに考えております。もう一つは、これまでやはり霧島市はいろんな取組を、正直、県内の中でも当然ですが、全国の中でもトップクラスと言っていいぐらいの取組をやっていると思うんです。実はそれを、意外と市民の皆さんも、今、来ている担当職員も知らない。それをもう一回洗い出してから、十何年かけてこれやってきたじゃんとか、このときこんなことしたじゃんっていうのをもう一回整理したら、使えるものとか、今だから逆に生かせるものがあるのではないかなあというふうに思っています。その当時はまず走り出

したけれども、今この時期に来たからこれ使えるんじゃないとか、もう一回これ結集してみようとか、やり直してみようやとか、いうものがあるのではないかなと思うので、新しくつくるよりは、これまでつくってきたものを生かすというふうに視点を向けたほうが、より良いんじゃないかなというふうに思っています。

○委員長(松枝正浩君)

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ただいま委員外から発言の申出がありましたけれども、これを認めてよろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

○委員外議員(竹下智行君)

今回この陳情を出されたのは、訪問介護をされているというところでもあったんですけど、25分の1のヘルパー事業をやってる。今回、そのほかに24事業所があって、そのうちの今日、4事業所の方々に来ていただいたんですけども、この陳情が霧島市の介護保険の充実を求めるための陳情ということでいってしまうのが本当によかったのかどうかというところで、今回この委員会のほうでは、ほかの事業所の方々の声を聴きたいということで、こういう形になったんですけども、実際、陳情を見られた中で、やはりこの霧島市から上げるんだったら、全体の総意として陳情というのを上げたほうが、より精度が高まっていくのかなと思うんですけど、今後、こういう陳情を上げる場合に、いろんな団体に所属されているかと思うんですけど、一緒に話し合いをして陳情を上げるという、そういうふうなことというのは可能でしょうか。そこ辺りを今後、こういう陳情を上げるときにどういうふうにするばいいのかということについて、お聴かせいただければと思います。

○参考人(堀之内康弘君)

私たちが正直いけません、この霧島市の推進協議会さんというのも正直あんまり分かってなくて、今回いろいろ調べさせていただいたりもしたんですが、日頃、老人福祉施設協議会というほうで動かしていただけてます。老人の。ただそこは社会福祉法人がメインのところでは老人福祉施設協議会というのがあるんですが、そちらのほうでメインで動かしていただいて、経営協という鹿児島県経営者協議会というところもあったりとか、そこは老人だけではなく障がいとか保育の社会福祉法人、ただ社会福祉法人しかそこは入れないというような規約があたりますので、またそれこそされてる株式会社、有限会社さんとか、それこそいろんなところが医療法人さんとかあると思うんですがそちらのほうとはまた少し違ったりするので、けれど霧島市は霧島市で、それこそ黒岩さんなんかは霧島市をみんなをつなげよう、つなげようとしてくださってるので、そういうのは一括であっても大丈夫かなというのが正直あります。ただ、リーダーをされたい方がいっぱいいらっしゃるやったりとか、黒岩さんがまとめてくださったら、私は黒岩さんには嫌だというような方もいらっしゃるでしょうし、そこをまとめられるかどうかというのは正直難しい。団体名を出していいのかどうかというの、各団体に多分、一度話し合ってみるのもありなのかなと。霧島市に混在するヘルパー事業所さんが入られてるところの、私なら老施協の代表で出させていたきたいとか、私なら地域密着サービスのほうの代表でとか、それこそ医療のほうとか、いろいろなほうからちょっと出てもらってお話するっていうのは一度してみるのもいいかなとは思っています。介護保険という点ではどんな方でも使えますので、事業所としてもいろんな形態が、NPOまでそれこそ大丈夫ですので、もう何でもかんでもありというような形になってしまってるのをちょっと今まとめに行く時期かなというのはちょっと正直思っております。昔は社会福祉法人だけが福祉をしてたっていうのを私どもは流れできているものですから、今それではもちろんないので、私どもだけではとてもじゃないですけど手が回らないですし、いろんな方に助けていただきながら、サービスも使っていくというような形が今の形であるなら、それをどうまとめていくかというのはこれからの課題ではあるのかなと思っております。

○参考人(黒岩尚文君)

今日は本当にこのような貴重な機会を頂きましてありがとうございます。自分自身も勉強になりました。最後に先ほどありましたその陳情についてですが、この文章を本当に知らなかったの、読ませていただきまして、正直、自分自身としてはびっくりしました。こういう要望とか陳情とかあるんだなあというかですね。本当に僕、今日多分お話をさせていただいたのは、もしかしたらこの陳情をされた方に対しての、本当に正反対のことばかり言っているような感じかもしれませんが、福祉とかこういうものは、何かをどこかにお願い

して、何かこう、してもらってつくるのではなくて、そこにやはり提供する側とそこを必要とする人と、あるいはそこに一緒に担う行政もそうですが、皆さんと一緒に考えながらそこをつくっていくものだと思うので、何かお金だけ要求して、何かをつくってください、何かをしてくださいでは一向によくならないし、もしかしたら自分たちの質自身が、質が落ちるのではないかなと思うんですね。お金がない中で、何がやはり足りないのか、それに見合ったものはちゃんと提供できてるのかと。僕らも一生懸命職員研修をしたり、職員さんたちも頑張っています。頑張ってるというんですけれども、やはりどこかで少し食事の提供を何かちょっとこう、さっとやってしまったり、ちょっとこう、ひどい言葉を、本人はそう思っていないかもしれないけども傷つける言葉をしてしまったりとか、時にはあるかもしれません。ですからそういう意味では、我々は、その報酬に値する費用をもらうような、ちゃんとサービスが提供できてるのか、質の担保はできてるのかというのを常に問われているので、そういう意味では何か要求するというのは何かおこがましいかなという状況ですね。あとみんなで声を上げて、何か前向きにやろうよという意味の陳情というか、そういう形の声を上げるってのは是非是非一緒に参加したいと思えますし、誰かどこかをターゲットにしてお願ひするというのは、僕はあまりこう、賛成ではありません。

○委員(山口仁美君)

1点だけ最後にちょっと確認をさせていただきたいところがあります。我々のほうでもその辺地の加算であるとか、そういったところが実際どういう状況にあるかというのを再度また確認をすべきだなというふうに感じたわけなんですけれども、こういった地域ごとに加算、もともとある辺地の加算とか、そういったものがどの程度機能しているかどうか。国で定めている介護保険があるわけなんですけれども、ここで先ほど15%あってようやくやれているんだというようなお話もあって、うちの市はやはり都市部に比べると特に中山間地域は広いので大変だろうなと思いつつながら、ここで霧島市みたいにこういう広い面積のところであれば、介護保険でカバーできないところがあれば、どの程度まで保障すべきだとか、そういったことも考えていかないといけないなと思ったんですが、こういったどういう状況にあるかというのは、陳情の審査の段階で市のほうに聴いたところ、特に把握はしていないという言葉が上がってきたんですが、皆様のほうで所属されている団体等で、これはちょっと合わないよねというようなことを話し合ったり、それから先ほどこの団体のように、陳情を上げたりするような話合いというのを持たれる機会がふだんあるのかということだけ確認をさせてください。

○参考人(黒岩尚文君)

訪問介護に関しては、特にうちの事業所でも話をしてはいるのですが、訪問介護自体の協議会がないんですね。ですから訪問介護同士での連絡会、その報酬の件もそうでしょうけれども、どういう今サービス提供をしているのかとか、実際どういうニーズがあるのかとか、昔はヘルパー協会とか、協議会とかありまして、勉強会があったりとかしていました。家事援助とか身体介護についてもですね。それが今ほとんどないので、多分その事業所独自で、うちなんかも恥ずかしい話、二十何年勤めてもらってありがたいんですけど、ずっと一緒にの主任なものですから、もう頭が結構かちかちですね、これでいいのかなと思う時もあるんですね。やはり本当そういう協会がないというのがちょっと。ですから今から横の連携をしながら勉強会をすると、その報酬の関係も移動の話もありましたから、例えばヘルパーさんたちに1件当たりガソリン代を幾らとかで出している法人と出していない法人があったりとかしていると思います。そういうものの違いとかですね。あるいはヘルパーに行くときは公用車を使う場合と自家用車を使う場合とかですね、記録はもう帰ってこなくていいよ、スマホでいいよ。スマホは使えんというけれど、お孫さんにはLINEをしているよねと言って、1回のLINEの仕方から一緒にやりましょうやって、もう徹底して何回も練習してスマホでできるようになったとかいうケースもありますし、そういうふうにならざるを得ないかなという。あとは先ほどありました、少しその加算は、この委員会の皆さんがどこまで調べられるか分かりませんが、加算としては国はこれだけしていますと、準備していますと。でもありましたようにうちはとれないというところと、うちは取らないというところもあって、取らないのはなぜかという、行政から何か言われるの嫌だと、もし間違っていたらというところもあります。あと処遇改善加算なんかもそうで、非常にやっておくべき項目が多いので、取れるはずなんですけど、取らないというところもあります。それは本当に残念なんですけれども、本当はやっているから取っていいはずなんですけど取ってないというところがあって。もう少し調べていただきたいのは、介護職員も実は、年収ベー

スでいくと、非常にやはり5年間や10年間では上がっています。うちの山陵会でも、年収ベースでいくと場合によっては100万円から上がってるんです。それも職員によってはリーダーになりたいというのもあるわけですね、今の平でずっと介護をしたい。やはりそうは上がらないんですよ。それでもやはり五、六十万円上がっています。役職は大変だけでも頑張ってみたいというのはもっと上がるわけで、それぞれの自分のやりたい仕事、やりたいポジションというところでも年収は違う。でも明らかに処遇改善は上がってる。あとその報酬の利益についても法人が幾らとっているかによっても、その職員に対して分配してるかによっても、やはりそこら辺の分析というのはかなりまばらなのかなあというか、本質をつかめない。市役所の介護保険事業計画なんかでみると、認知症の人の数とか在宅高齢者の数とか言うけれども、でも施設の中に入っていて、住所は家のままってたくさんいますよね。本当の実態が実は把握できてないということが本当で、調査をされるんだったら実態にちゃんと突っ込んで調べていただきたいなというふうに思います。

○委員(山口仁美君)

今、お聴きしてよかったなと思いました。実は一昨年ぐらいですね、訪問の産後ケアサービスのほうも同じようにして、委員会のほうでいろいろ事業者の方に来ていただいてお話を聞いた結果、今の皆様のお話と一緒に、遠くまで行っても3時間というので交通費がもうみれてなかったの、であれば横川とかあの辺に行く結局サービス時間は1時間ぐらいしかなくてというふうなお話も出てきて、そういったことを委員会のほうで取りまとめた結果、別途交通費を見るような形に変わりました。なので、本市ならではのいろいろな事情があれば、それはやはり取りまとめてしっかり分析をした上で、改善すべきかなとは思いますが、ただやはり先ほど申し上げたように、実態がなかなか分からないというところがありまして、今このような質問をさせていただいた次第です。ですので、今お聴きしたいのは、今後そういった調査をしていって、皆さんが持続可能な経営をしていただくために御協力を頂きたいというようなお話があった場合には、またこういった話の場というのを設けていくということに関しては、御協力を頂けますかということですが、よろしくをお願いします。

○参考人(堀之内康弘君)

そういう本当に前向きな意見というか、そういうのを私どもが言える場所というのはもちろん必要だと思っておりますので、喜んで御協力のほうはさせていただきたいと思います。あと25事業所あるということなんですが、それこそ社会福祉法人、株式、関係なしに、霧島市の協力の下で、霧島市のホームヘルプサービスを変えたいんで御協力くださいと言えば、嫌という人は多分誰もいないと思います。だからもうぜひともですね。ただこれは誰がするかという話になれば、やはり市のほうからしていただいたらものすごく助かりますので、市のほうからこれはもう霧島市の訪問介護を変えるためのアンケートなので、ぜひともやってくださいというような形でおっしゃってくだされば、もう本当に全事業所、多分25、100%集まってくれるかと思っておりますので、どうかこれからもよろしく願いいたします。

○委員長(松枝正浩君)

ほかよろしかったですかね。委員外もよろしいですか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で質疑を終わります。参考人の皆さんはありがとうございました。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時41分」

「再開 午後 4時05分」

○委員長(松枝正浩君)

休憩前に引き続き会議を開きます。陳情第2号、誰もが安心して利用できる介護保険制度の充実のための霧島市独自の緊急施策を求める陳情書について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員(山口仁美君)

陳情者への質疑、それから執行部への質疑を経て、今回参考人質疑となったわけですが、今回の参考人質疑の中で出てきた事項について、再度、数点、執行部のほうに確認したい事項がありますので、継続して確認をした後、採決をすべきではないかと思っております。

○委員長(松枝正浩君)

山口委員、確認する事項を述べてもらってもよろしいでしょうか。

○委員(山口仁美君)

確認すべき事項、幾つかございますが、まず、市内25事業所のうち、在宅のみ、それから施設訪問と在宅、それから施設訪問のみという3パターンがあるようでございますが、今回の陳情の趣旨からすると、在宅の支援をなさっている事業所に影響があるものと考えますので、どの程度の数の事業所が影響を受けるものなのかを確認したいですので、この点は確認をさせていただきたいと思います。あと、ヘルパーの事業所の中で、意見を取りまとめる協会が今は存在しないという声がありましたので、こういった本市独自の施策を考えるに当たって、分析をするべきではあるんですが、陳情を上げてこられるような団体や内容を取りまとめをする団体がいない現状を踏まえて、どのようにしていくべきと執行部が考えているのかという点についても確認をしたいと思います。それから、10期の計画に向かうにあたりまして、市がこれまでやってきた先進的な政策というのがあるわけですが、この織り込み方について、コミュニケーションをもうちょっと事業者のほうととっていくべきではないかという御意見もありましたので、この点についても執行部の意見を確認したいと思います。

○委員長(松枝正浩君)

ほかにございませんか。

○委員(宮田竜二君)

もう一点、所管事務調査で調査していただきたい意見があります。3月5日にこの陳情者から霧島市に対して、同じこの陳情2号と同じ要望書が提出されています。その後の市の対応の状況を確認させていただきたいと思います。

○委員長(松枝正浩君)

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

今、出た四つの事項について確認をしていくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

確認をするということで決まったわけですが、それではこの委員間討議については取りあえず終了をいたします。それではこの陳情を採決して所管事務調査をするのか、それとも継続審査をすることで、その中で審査を行っていくのかということを決めたいと思いますけれども、御意見ございませんでしょうか。

○委員(山口仁美君)

先ほど委員間討議の中で申し上げましたとおり、確認すべき点が幾つかございますので、これを確認した後、採決すべきと思いますので、継続はいかがでしょうか。

○委員長(松枝正浩君)

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは今山口委員のほうからありましたように、継続審査をして審査の後に採決をするということで、委員会として取り扱ってもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

では継続審査といたします。

### △その他

○委員長(松枝正浩君)

それではその他、ございますでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは継続の審査日でありますけれども、5月20日、教育委員会に対しての所管事務調査を行うわけですけれども、その後にこの件に関しての所管事務調査を行うということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

そのようにさせていただきます。ほかにご質問ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、本日の日程は全て終了しました。これで文教厚生常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後 4時10分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長 **松枝 正浩**